

宮城県消防学校教育基本計画

(第I期計画期間 平成27年度～平成31年度)

～いま新しい使命を心に刻みながら～

「宮城の安全・安心を担う真の消防人を創る」



宮城県消防学校

宮城県消防学校教育基本計画の策定にあたって

消防行政を取り巻く社会環境は日々変化しており、とりわけ平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、消防に対する住民のニーズは増大し、消防機関はその期待に応える必要がある。

一方で、団塊の世代や組合消防発足時の採用者の大量退職により、消防本部職員の構成が若年化し、災害対応力の低下が懸念されている。

消防団においては、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布・施行されるなど、震災以降、地域防災の要としての役割がますます増大してきていることから、消防団員に対する教育の重要性も増している。

このような状況から、これまで単年度計画で実施していた消防学校教育訓練を見直し、中長期的なビジョンに基づく計画を策定する必要があり、県消防課及び県内各消防本部並びに当校職員を委員とする「消防学校教育訓練あり方検討委員会」を設置し、様々な課題の検討を行い、その報告書を基に本計画を策定したものである。

本計画に基づき、県内各消防本部及び本校、そして教育訓練に携わる関係団体が密接に連携し、消防職団員等の人材育成に取り組むことによって、地域の消防力や地域防災力の維持・向上が図られ、将来に渡って本県の一層の安全・安心が築かれることを期待する。

平成27年1月

宮城県消防学校長 白鳥克宏

目 次

第 1 章	教育基本計画の基本的考え方	P.1
第 1	教育基本計画策定の趣旨	
第 2	教育基本計画の位置付け	
第 3	教育基本計画の計画期間	
第 4	教育基本計画の基本理念・基本方針等	
第 2 章	教育基本計画の目指す姿	P.2
第 1	消防学校の将来像	
第 2	重点プランの設定と計画のポイント	
第 3 章	教育基本計画のポイントと重点プラン	P.3
第 1	消防職員教育の整備	
第 2	消防団員教育の整備	
第 3	一般教育の整備	
第 4	教育体制の整備	
第 5	教育環境の整備	
第 6	重点プランの内容	
1	消防職員教育プラン	P.4
(1)	初任総合教育	
(2)	専科教育	
(3)	幹部教育	
(4)	特別教育	
(5)	特例教育	
2	消防団員教育プラン	P.11
(1)	基礎教育	
(2)	専科教育	
(3)	幹部教育	
(4)	特別教育	
3	一般教育プラン	P.15
4	教育体制整備プラン	P.15
5	教育環境整備プラン	P.17
第 4 章	教育基本計画の実効性を高めるために	P.18
第 1	PDCA サイクルによる進行管理	
第 2	教育基本計画策定のサイクル	
第 3	教育基本計画の実践に関する連携	

第1章 教育基本計画の基本的考え方

第1 教育基本計画策定の趣旨

宮城県消防学校（以下「本校」という。）では、総務省消防庁（以下「消防庁」という。）が示す「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年11月19日 消防庁告示第3号）（以下「教育訓練基準」という。）に基づき、年度ごとに教育訓練計画を定め、施策を展開し、学校教育の充実を図ってきた。

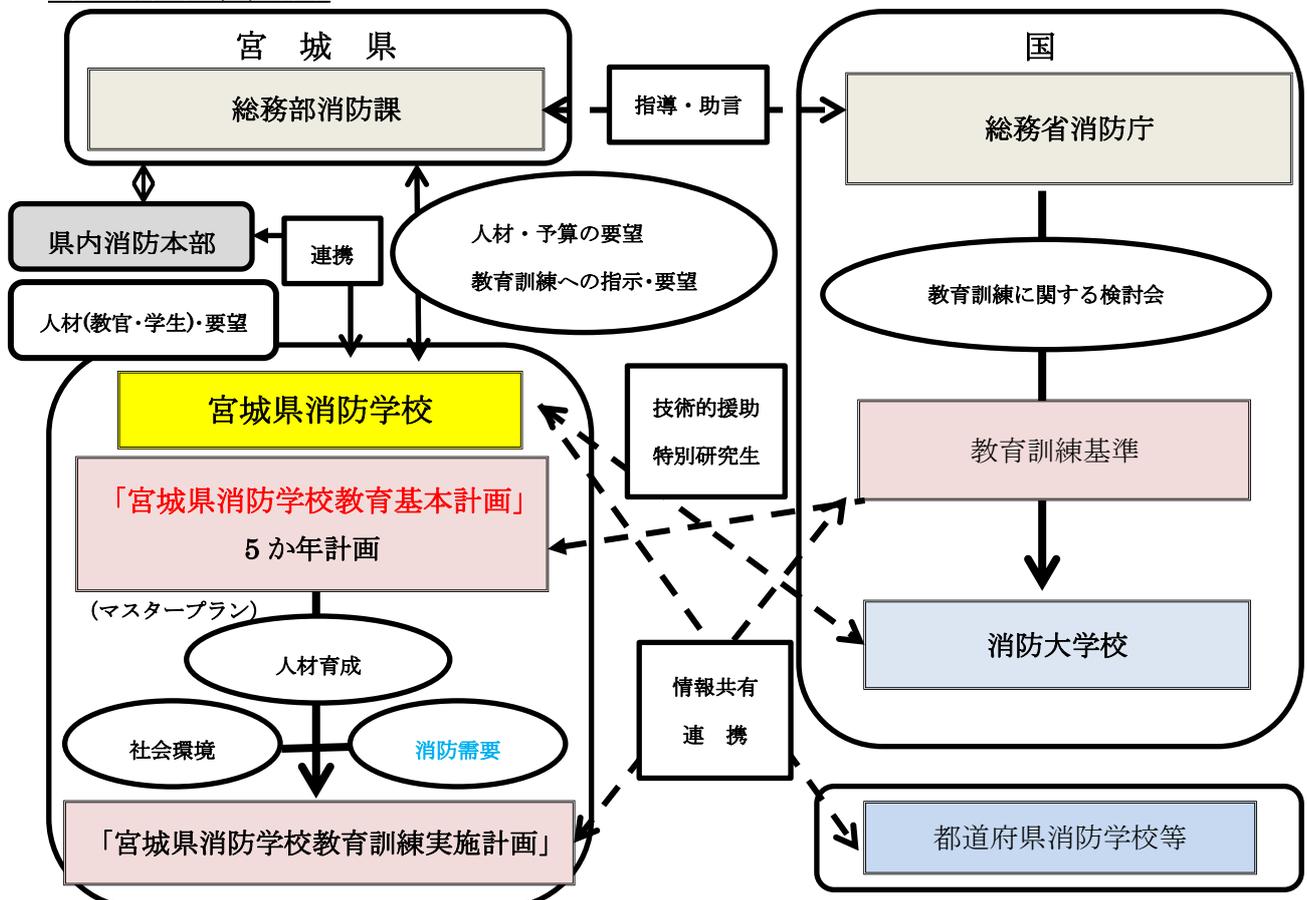
しかしながら、本県においては、団塊の世代及び大量採用世代の大量退職に伴い、若年消防職員の割合が急激に増加し、現場対応力の低下及び指揮監督する職員の経験不足並びに災害態様の複雑化等、消防需要の高度化・専門化に対応する必要に迫られている。このような状況の下、関係機関より新たな教育課程等の導入について期待する声もあることから、本校の教育訓練を取り巻く諸課題や、それらに対する対応策を検討し、必要な制度の見直し等を行うこととした。

さらに、東日本大震災から4年近くが経過し、激変する社会経済状況の中で、消防職員及び地域防災を担う消防団員、その他防災に関係する者（以下「消防職団員等」という。）の教育訓練について、受講しやすい教育環境を整備し、社会環境に応じた教育プログラムを構築するなど、社会環境の変化に的確に対応する必要があることから、教育訓練計画の見直しを図り、今後5年間に本校が取り組む施策の体系を明らかにした、宮城県消防学校教育基本計画（以下「教育基本計画」という。）を策定することとした。

第2 教育基本計画の位置付け

教育基本計画は、図1に示すとおり、年度ごとの教育訓練実施計画の上位計画として位置付け、消防防災教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、消防学校教育の目指すべき姿を明確にし、消防学校規則（昭和46年5月18日県規則第35号）の規定により策定する教育訓練実施計画の講ずべき施策の方向性を示す計画として策定する。

図1 計画の位置付け



第3 教育基本計画の計画期間

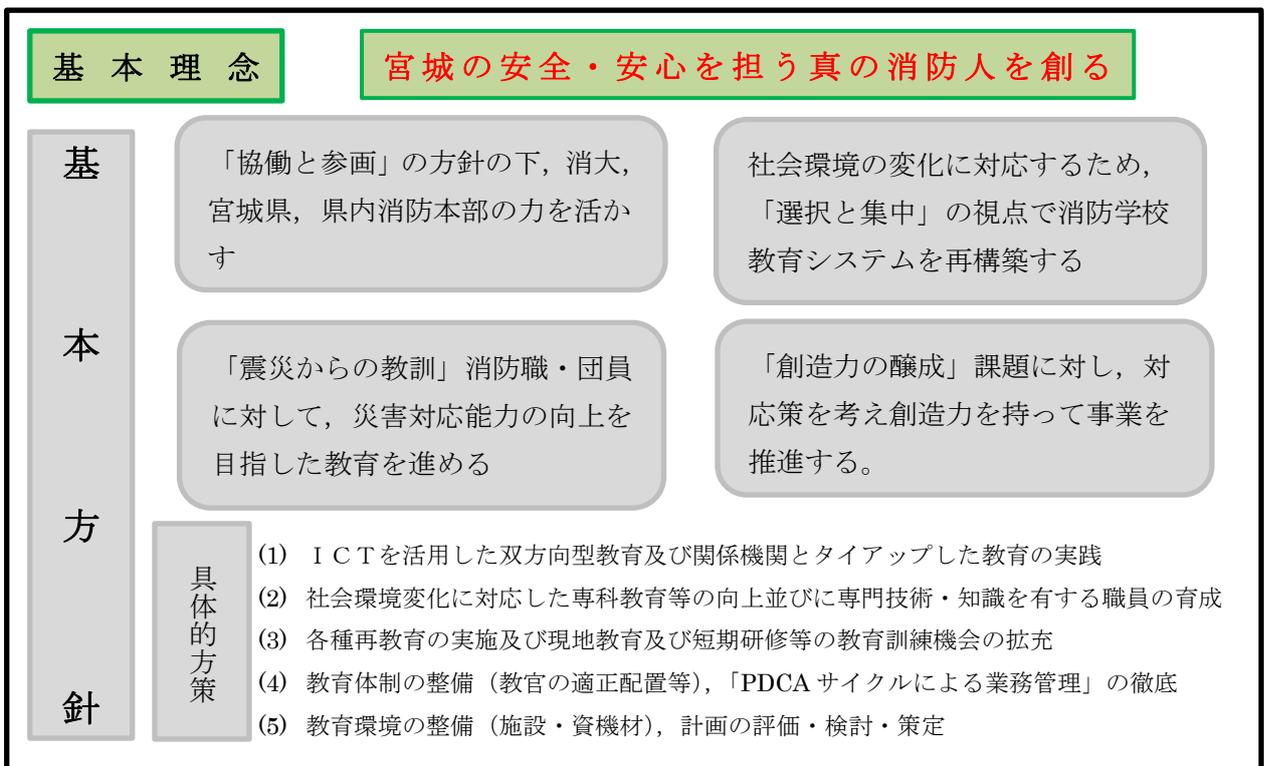
今回策定する第1期の教育基本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第4 教育基本計画策定の基本理念・基本方針等

「宮城の安全・安心を担う真の消防人を創る」という基本理念に基づき、本計画においては、「協働と参画」・「選択と集中」・「震災からの教訓」・「創造力の醸成」の4点を基本方針とし、以下の具体的方策を展開する。

- 1 ICT^{※1}を活用した双方向型教育及び関係機関とタイアップした教育を実践する。
- 2 社会環境変化に対応した専科教育等の向上並びに専門技術・知識を有する職員を育成する。
- 3 各種再教育の実施、現地教育及び短期研修等の教育訓練機会を拡充する。
- 4 教育体制（教官派遣研修・適正配置）の整備及びPDCAサイクルによる業務管理を徹底する。
- 5 教育環境（施設・資機材）の整備及び検討会を設置し計画の評価・検討を行い計画を策定する。

図2 教育基本計画の基本理念・基本方針



※1 ICT=情報通信技術

ICTの活用（具体的には、電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いること）によって、教官と学生の間でのコミュニケーションや、学生同士での学習内容の共有などが容易に行われ、学生の主体的な学習活動への参加や、学習意欲、思考力、判断力などの向上に繋がることが期待される。

第2章 教育基本計画の目指す姿

第1 消防学校の将来像

東日本大震災で得た教訓を活かし、平成31年度の将来像として、「宮城の安全・安心を担う真の消防人を創る」という基本理念のもと「創造性豊かな消防人を育てる」をスローガンに掲げ、消防職員の初任総合教育、専科教育、幹部教育、特別教育及び消防団員の基礎教育、専科教育、幹部教育、特例教育並びに一般教育を実施する。

第2 計画のポイントと重点プランの設定

基本理念・基本方針に基づき、計画実践のため5つの「計画のポイント」と「重点プラン」を掲げて消防学校教育を推進する。（図3参照）

第3章 教育基本計画のポイントと重点プラン

消防学校における教育訓練について「再構築」を行い、先進的な教育環境づくりを行っていく必要があるため、以下の5項目を計画のポイントとし、その実現に向けて宮城県総務部消防課（以下「消防課」という。）、消防大学校（以下「消大」という。）、都道府県・政令指定都市消防学校（以下「他県消防学校」という。）及び宮城県内消防（局）本部（以下「県内消防本部」という。）と一体となった取組を推進していく。

第1 消防職員教育の整備

東日本大震災の教訓を活かすとともに、「誠實」「努力」「忍耐」の校訓を基本として、職務を的確に遂行できる基本教育及び創造力を育むために、学生に対して「考えさせる教育」を実践する。また、高度な知識・技術の専門的教育及び階級ごとに適した幹部教育をマニュアル化し、教育レベルの平準化を図る。

第2 消防団員教育の整備

教育プログラムを再考し、各階級における標準化した教育を実施するとともに、団員が受講しやすい体制を整備する。また、災害に即応できる専門知識と技能を習得させ、組織活動の基本である規律の保持や倫理観、協調精神を涵養し、積極的に職務を遂行できる消防団員を育成する。

第3 一般教育の整備

一般教育プログラムを再考し、地域における防災リーダーを育成する。

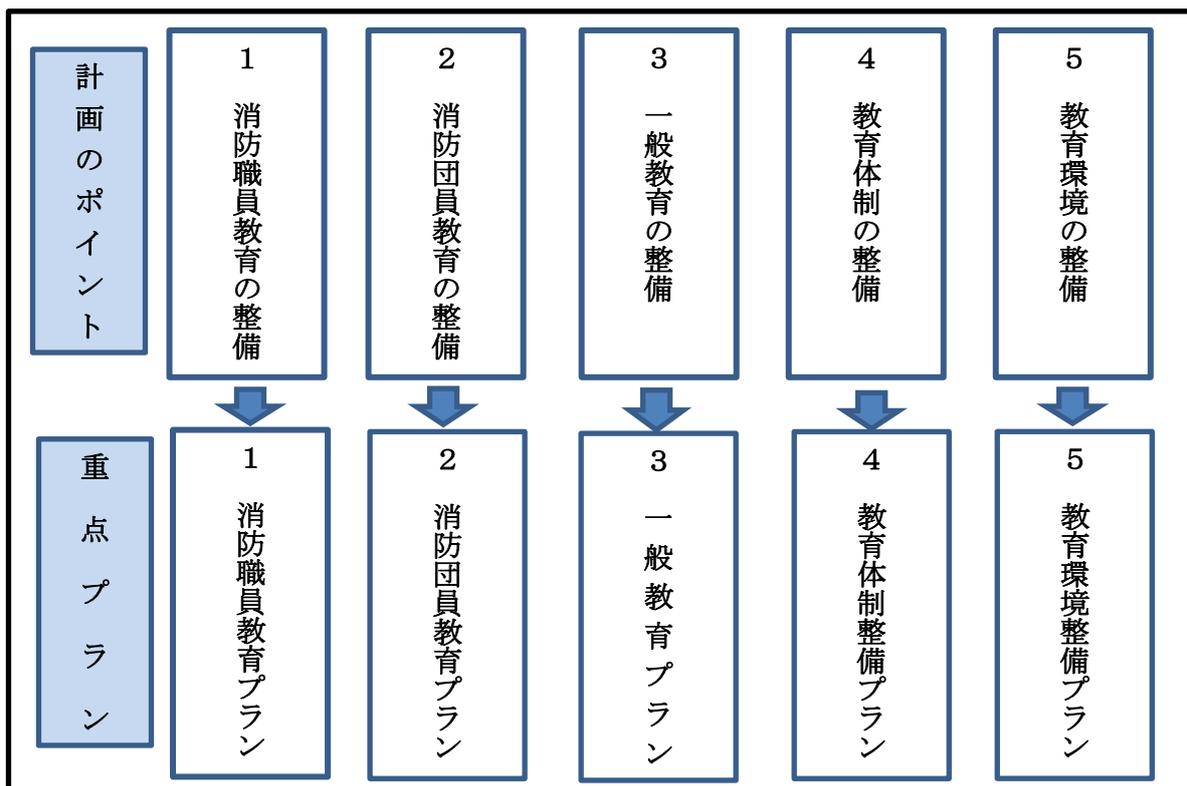
第4 教育体制の整備

教官派遣体制を再考するとともに、支援教官や研修生制度の新設及び教官育成プログラムの整備並びに関係機関と連携した研修体制を整備し、P D C Aサイクルに基づき評価・検証を行い、より効果的な教育体制の整備を図る。

第5 教育環境の整備

社会環境変化に対応できる消防職団員等の教育プログラムを構築するため、施設や資機材の整備を図るとともに、現場に則した実践的な教育訓練計画を策定し、効率・効果的な教育訓練を進める。

図3 平成31年度の将来像を実現するための計画のポイント・重点プラン



第6 重点プランの内容

1 消防職員教育プラン

東日本大震災の教訓を活かすとともに、「誠實」「努力」「忍耐」の校訓を基本として、職務の的確な遂行及び多様な現場活動に即応できる人材を育成するため、県内消防本部、消大及び他県消防学校と連携を図り、さらには民間活力も活かした総合的な教育訓練を行う。

(1) 初任総合教育

新規に採用された消防職員に対し、職務遂行に不可欠な基礎知識、技能の習得、人格の形成、厳正な規律の保持及び旺盛な士気と体力の錬成を図り、職務を的確に遂行できる基本教育（初任教育）を行うとともに、併せて、高度な救助・救急技術の専門的教育訓練（救助科・救急科）を行い、多様な現場活動に即応できる人材を育成するための総合的な教育訓練を行う。

初任総合教育 学生数の推移・クラス・分隊編成

年 度	学生数	クラス編成	分隊編成
27年度	136名	2クラス4小隊	28分隊（各5～6名）
28年度	102名	2クラス4小隊	20分隊（各5～6名）
29年度	69名	1クラス2小隊	14分隊（各5～6名）
30年度	68名	1クラス2小隊	14分隊（各5～6名）
31年度	61名	1クラス2小隊	12分隊（各5～6名）

（学生数については平成26年10月1日現在）

各教育課程における目標

初任教育	<ol style="list-style-type: none"> 1 公務員としてのサービスを理解し、職務意欲が旺盛で、住民から信頼を得られる。 2 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自己の安全の確保と災害現場での隊長の下命に基づく基本的な活動ができる。 3 消防業務全般（警防・予防・総務）について概要を理解している。 4 震災の教訓を活かし、住民に対する防災指導ができる。
救助科	<ol style="list-style-type: none"> 1 苛酷な条件下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気と強靱な身体を有している。 2 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能、技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できる。 3 救助訓練及び救助活動において自身の安全を確保できる。
救急科	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急業務に係る制度、運用に関する基本的な知識及び救急医学に関する基礎知識を有している。 2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察・判断能力を備えている。 3 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できる。 4 救急用器具、材料の取扱いに関して熟知している。

各教育課程における具体的施策

初任教育	➔	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICTを活用した双方向型教育（教育システム整備） 2 分隊制^{※2}による災害現場に即した実科訓練 3 PDCA サイクルによる教育効果の評価・検証と教育計画への反映
救助科	➔	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動限界の把握及び体力向上プログラム 2 各種救助操作法の習得（操作の完全マスター）と震災対応訓練 3 PDCA サイクルによる教育効果の評価・検証と教育計画への反映
救急科	➔	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICTを活用した教育システムによる救急医学の習得 2 応急手当の習得及び指導員養成・震災時活動訓練 3 PDCA サイクルによる教育効果の評価・検証と教育計画への反映

※2 分隊制・・・ 消防ポンプ自動車，救助工作車に搭乗する消防隊の人数は1台につき5名と規定されている。
 （消防庁「消防力の整備指針」第29条1，第31条1）

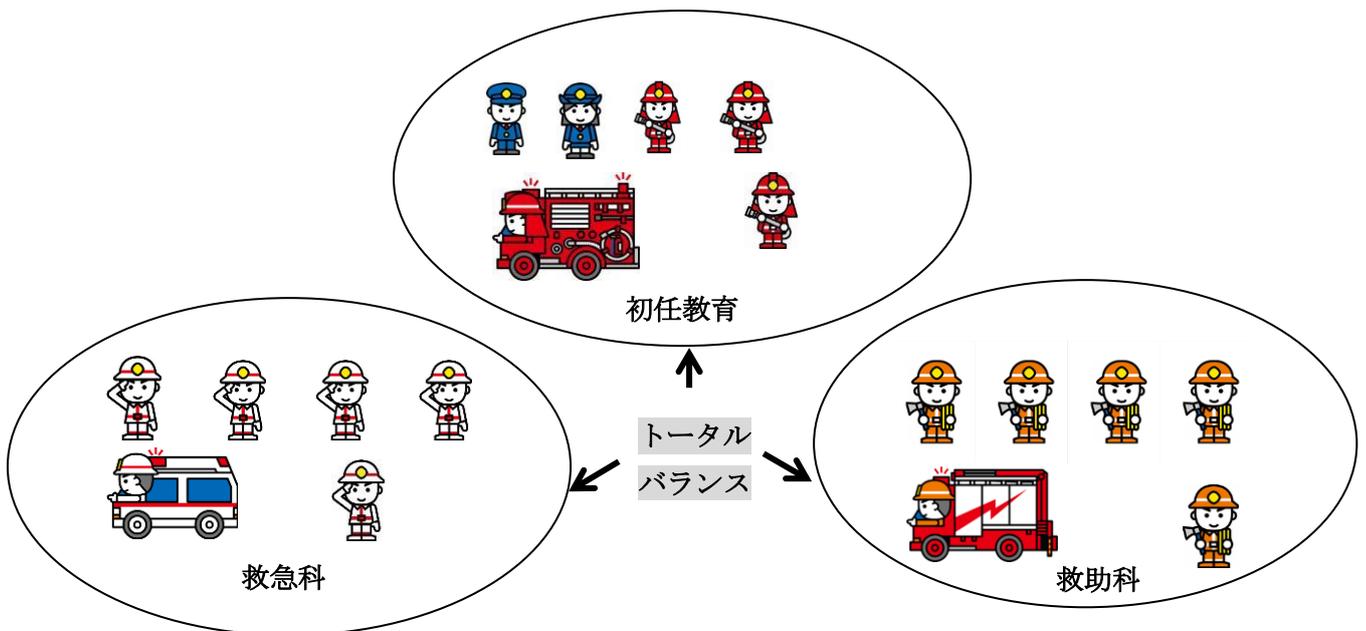


図4 初任総合教育イメージ

(2) 専科教育

災害に即応できる高度な専門知識と技能を習得させ、組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防吏員を育成する。

また、教育システムをマニュアル化することで、指導者の能力格差を是正し、平準化を図る。

専 科 教 育

教育訓練科目	学生数	教育時間	実施サイクル
救 急 科	20名程度	288時間	平成27年度～ 毎年1回
警 防 科	20名程度	70時間	平成28年度～ 毎年1回
特殊災害科	20名程度	49時間	平成27年度～ 隔年1回
予防査察科	20名程度	70時間	平成27年度～ 毎年1回
危険物科	20名程度	35時間	平成28年度～ 隔年1回
火災調査科	20名程度	70時間	平成27年度～ 毎年1回

各教育課程における目標

救 急 科	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急業務に係る制度、運用に関する基本的な知識及び救急医学に関する基礎知識を有している。 2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察・判断能力を備えている。 3 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できる。 4 救急用器具、材料の取扱いに関して熟知している。
警 防 科	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防行政の現状と課題を理解している。 2 災害対策基本法等の防災関係法令に関する専門的知識と災害対策に関する最新の知識を豊富に有している。 3 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切・効果的に指揮できる。 4 警防全般に精通し、訓練の企画・実施ができる。
特殊災害科	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全かつ適切・効果的な消防活動の展開に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有している。 2 特殊・異様な災害への対応を含め、災害態様に応じた的確な消防活動要領を理解している。 3 災害現場では、隊員の安全管理を最優先に、適切・効果的な消防戦術を指揮でき、特殊災害に係る訓練の企画・実施ができる。

予防査察科	<ol style="list-style-type: none"> 1 査察行政の現状と課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。 2 防火管理制度、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得している。 3 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物是正を指導できる。
危険物科	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物行政の現状と課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。 2 危険物化学、指定可燃物、液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有している。 3 危険物施設に対し、許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理することができる。
火災調査科	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。 2 原因調査、損害調査、鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えている。 3 原因調査書類の作成等、文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できる。

各教育課程における具体的施策

救急科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICTを活用した教育システムによる救急医学の習得 2 応急手当の習得及び指導員養成・震災時活動訓練 3 PDCAサイクルによる教育効果の評価・検証
警防科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICTを活用した双方向型教育（シミュレーション訓練） 2 災害現場指揮訓練（想定訓練）・震災時活動訓練 3 PDCAサイクルによる教育効果の評価・検証
特殊災害科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICTを活用した双方向型教育（シミュレーション訓練） 2 NBC・特殊災害現場指揮訓練（想定訓練） 3 PDCAサイクルによる教育効果の評価・検証
予防査察科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICTを活用した双方向型教育（事例研究） 2 違反処理・査察実習（指導実演・効果測定） 3 PDCAサイクルによる教育効果の評価・検証
危険物科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICTを活用した双方向型教育（事例研究） 2 許認可・審査実習（指導実演・効果測定） 3 PDCAサイクルによる教育効果の評価・検証
火災調査科	<ol style="list-style-type: none"> 1 模擬建物火災を使用した火災調査 2 火災調査書類の作成・評価 3 PDCAサイクルによる教育効果の評価・検証

(3) 幹部教育

消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の各階級における幹部としての資質向上を図り、幹部たるに相応しい人材を養成する。

幹部教育

教育訓練科目	学生数	教育時間	実施サイクル
初級幹部科	20名程度	70時間	平成27年度～ 毎年1回
中級幹部科	20名程度	49時間	平成27年度～ 毎年1回
上級幹部科	20名程度	14時間	平成27年度～ 隔年1回

各教育課程における目標

初級幹部科	<ol style="list-style-type: none"> 1 責任、心構えを正しく認識し、消防行政の動向を理解している。 2 上司を補佐し、部下を指導するとともに危機対応能力を向上させることができる。 3 現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命が行える。
中級幹部科	<ol style="list-style-type: none"> 1 責任、心構えを正しく認識し、消防及び社会全般の動向を理解している。 2 迅速で的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できる。 3 事故や事件の発生時に、迅速で的確な初動対応ができる。 4 災害現場において、現場指揮者として災害状況全般を把握でき、的確な安全管理と下命を行える。
上級幹部科	<p>上級幹部に相応しい業務管理、人事管理、危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できる。</p>

各教育課程における具体的施策

初級幹部科	➡	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場指揮訓練の企画立案・実施 2 PDCA サイクルによる教育効果の評価・検証
中級幹部科	➡	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の企画・立案・実施及び講義演習 2 指揮監督・業務管理・人事管理 3 PDCA サイクルによる教育効果の評価・検証
上級幹部科	➡	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織管理・人事管理・業務管理・事例研究 2 PDCA サイクルによる教育効果の評価・検証

(4) 特別教育

災害の態様は、年々、複雑多様化しており、消防機関が担う災害対応や各種業務は、専門化・高度化した対応が求められている。今後の消防学校における教育は、高度で専門的な知識、技術を修得させる必要があることから、専門教育を充実させ、強化していく必要がある。

特 別 教 育

教育訓練科目	学生	教育時間	実施サイクル
はしご自動車操作講習	20名程度	21時間	平成28年度～3年毎1回
救急救命士処置拡大講習	36名程度	35時間	平成27年度～ 毎年2回
救急救命士再教育講習	36名程度	28時間	平成27年度～ 毎年1回
救急隊員再教育講習	20名程度	35時間	平成28年度～ 毎年1回
救助隊長教育講習	20名程度	35時間	平成28年度～ 隔年1回
救助隊員再教育講習	20名程度	70時間	平成28年度～ 毎年1回
指揮隊長教育講習	20名程度	35時間	平成27年度～ 毎年1回
消防業務マネジメント講習	20名程度	21時間	平成29年度～ 隔年1回
現 地 教 育	50名程度	12時間	平成29年度～年4回程度

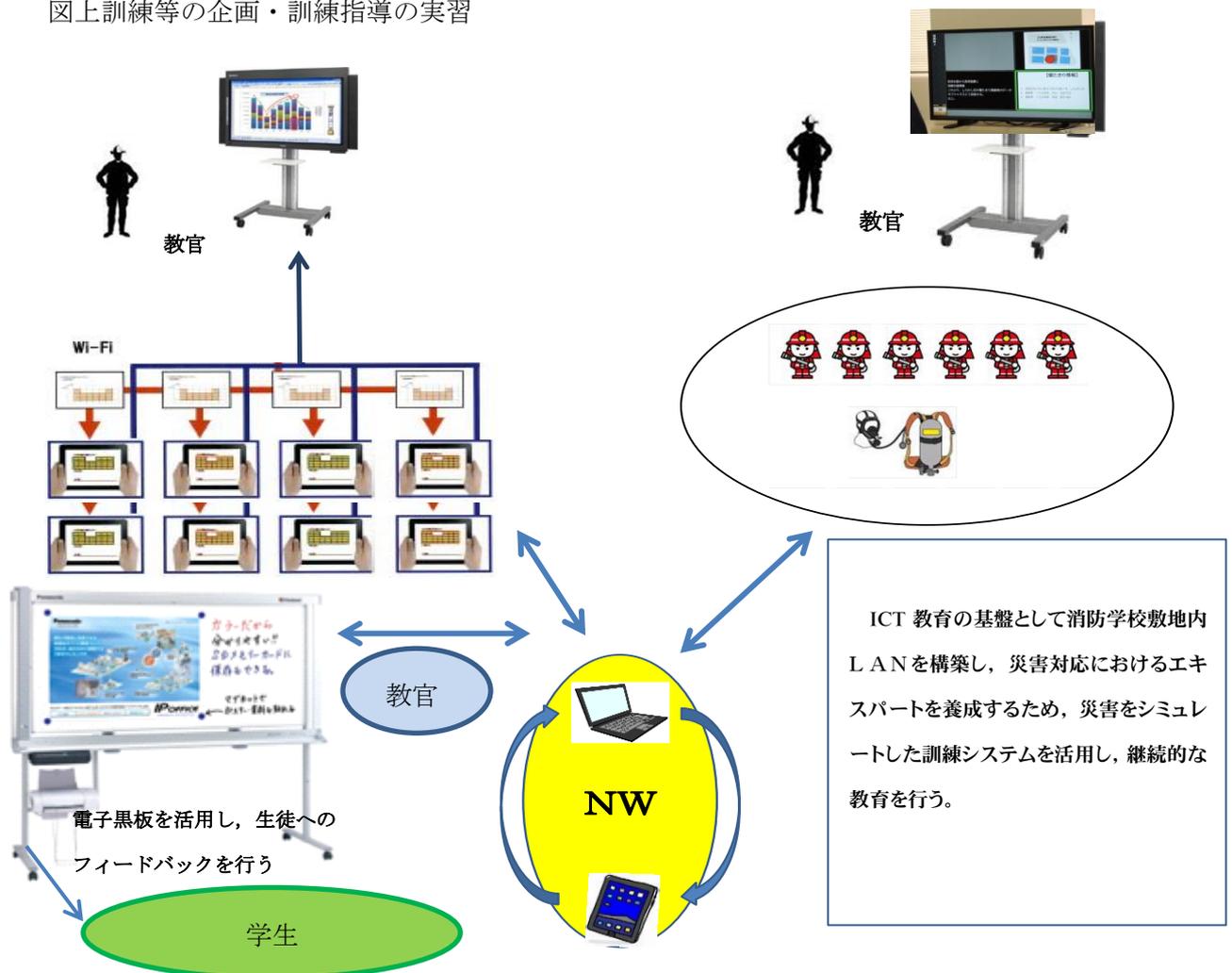
各教育課程における目標

はしご自動車操作講習	はしご自動車の構造・取扱いに精通する。
救急救命士処置拡大講習	1 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与手技の習得 2 重症喘息患者に対する吸入β刺激薬の手技の習得 3 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の手技の習得
救急救命士再教育講習	病院実習と実習以外の再教育について、地域MC協議会と連携した教育を行い、高度な救急救命処置の質を確保し、維持向上を図る。 (拡大三行為・ビデオ喉頭鏡講習を含む高度な救急救命講習の検討)
救急隊員再教育講習	救急科修了後(1～5年目)の救急隊員に対して、救急救命処置に対する最新の知識・技術の向上が図られ、隊員レベルを平準化する。
救助隊長教育講習	1 救助活動現場における指揮及び現場管理ができる。 2 救助隊長に対して高度専門教育を実施し、指揮者としての質の向上を図る。
救助隊員再教育講習	救助隊員(1～5年目)に対し、基本活動(各操法)をすべて習得させ、救助隊員としての知識と技術の向上を図る。(ブラッシュアップ訓練の実施)
指揮隊長教育講習	災害現場における指揮及び現場管理ができるとともに、訓練企画・指導ができる。
消防業務マネジメント講習	初任総合教育終了後の現任職員(卒業後10年未満の消防士)に対し、消防業務全般のマネジメントスキルの向上を図るための教育訓練を実施する。
現 地 教 育	消防学校に入校できない職員を対象に、現地に学校職員を派遣し、必要な教育訓練を実施し、県内消防職員の教育レベルを平準化する。

各教育課程における具体的施策	
はしご自動車操作講習	実車を使用した昼夜間の取扱訓練・点検整備要領の実習
救急救命士処置拡大講習	事案想定シミュレーション訓練（医師等による指導）
救急救命士再教育講習	事案想定シミュレーション訓練（医師等による指導）
救急隊員再教育講習	事案想定シミュレーション訓練（医師等による指導）
救助隊長教育講習	事案想定シミュレーション訓練・部隊指揮実習
救助隊員再教育講習	事案想定シミュレーション訓練・基本救助訓練の徹底指導
指揮隊長教育講習	事案想定シミュレーション訓練・現場管理、部隊運用実習
消防業務マネジメント講習	コーチング・惨事ストレス対策・問題解決能力・訴訟対策・事例研究
現 地 教 育	各所属における教育レベルの平準化

図5 ICT教育イメージ

災害対応シミュレーション・電子黒板を使用した授業・訓練の実施
 図上訓練等の企画・訓練指導の実習



(5) 特例教育

消防職員の職務意欲の活性化を目的として、学校施設の開放を行うなどして短期研修、ワーキンググループ等を開催し、教育機会の充実を図る。

特 例 教 育

教育訓練科目	受講者数	教育時間	実施サイクル
学校研修	20名程度	6時間	随時

各教育課程における目標

学校研修	消防学校において、必要な教育訓練を実施し、県内消防職員の教育レベルを平準化する。
------	--

各教育課程における具体的施策

学校研修	➡	1 入寮を伴わない短時間・継続教育（塾型研修） 2 研究グループなど自主研修方式による教育支援
------	---	--

学校研修：世代間ギャップや勤務状況の硬直化解消（ブラッシュアップ・フォローアップ）

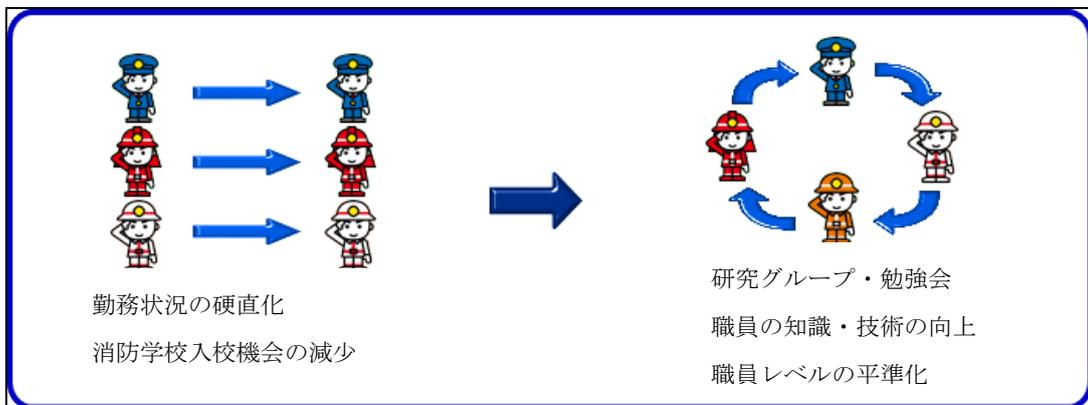


図6 特例教育イメージ

2 消防団員教育プラン

近年、被雇用者（サラリーマン）である消防団員の割合が増加しているため、平日の受講は困難な上、消防団員によっては居住地から消防学校が遠く、通学上の利便性が悪いなどの事情を有しており、土曜・日曜日に消防団員に対する教育訓練を実施することで、受講環境の整備を行い、災害に即応できる高度な専門知識と技能を修得させ、組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防団員を育成する。

また、消防に関する高度な知識及び技術を総合的に修得させ、資質を向上させる。

なお、現地教育に関して団員の受講環境を考慮し、方面別の開催や教育内容ごとに単位制を導入し、分割受講も取り入れる。

(1) 基礎教育

新任の消防団員に対して基礎的な教育訓練を行う。

基 礎 教 育

教育訓練科目	学生数	教育時間	実施サイクル
基礎教育	60名程度	13時間	平成27年度～ 毎年1回
現地教育	50名程度	13時間	平成27年度 年間5回 平成28年度以降年間9回

教育課程における目標

基礎教育	地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解している。災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できる。
現地教育	消防学校で行う基礎教育未受講の団員を対象に、方面別に現地教育を開催し、構成消防本部と学校が連携して必要な教育訓練を実施し、県内消防団員の知識と技術の向上を図る。

教育課程における具体的施策



【現地教育における方面別構成消防本部編成表】

※方面別に年間2回実施，年度末に学校で1回実施（平成27年度については各1回実施）

方面別	構成消防本部	実施回数
県北部	気仙沼・本吉地域，大崎地域，栗原市，登米市	2回
県東部	石巻地区，塩釜地区，黒川地域	2回
県中部	仙台市	2回
県南部	仙南地域，名取市，岩沼市，亘理地区	2回
その他	消防学校	1回

(2) 専科教育

現任の消防団員に対し特定の分野に関する専門的な教育訓練を行う。

専 科 教 育

教育訓練科目	学生数	教育時間	実施サイクル
警防科	60名程度	13時間	平成27年度～ 毎年1回

教育課程における目標

警 防 科	火災防ぎょ活動（ポンプ運用を含む）に関する専門的知識と行動原則及び自然災害や大規模災害における消防団の役割と活動内容を理解している。 災害現場においては、中核的な活動を遂行できる。
-------	---

教育課程における具体的施策

警 防 科	➡	1 火災防ぎょ戦術及び車両運行・ポンプ運用の教育 2 PDCA サイクルによる教育効果の評価・検証
-------	---	--

(3) 幹部教育

幹部として修得すべき事項に関する教育訓練を行う。

幹 部 教 育

教育訓練科目		学生数	教育時間	実施サイクル
初級幹部科		60名程度	12時間	平成27年度～ 毎年1回
指揮幹部科	分団指揮課程	60名程度	12時間	平成27年度～ 毎年1回
	分団指揮課程	60名程度	13時間	平成27年度～ 毎年1回

教育課程における目標

初級幹部科		消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領、安全管理の重要性について深く理解している。地域住民に対して防災指導を行える。
指揮幹部科	分団指揮課程	分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有している。 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動のあり方を深く理解している。
	現場指揮課程	災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有している。 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎょ、水防活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮並びに安全管理の知識及び技術を有している。 自主防災組織等に対して防災指導が行える。

各教育課程における具体的施策

初級幹部科		  	単隊の現場指揮訓練の実施(災害対応シミュレーション)
指揮幹部科	分団指揮課程		災害時の分団本部の管理運営の実施(災害対応シミュレーション)及び情報収集・伝達訓練の実施
	現場指揮課程		各種災害を想定した現場指揮訓練の実施(災害対応シミュレーション)及び安全管理(KYT トレーニング)の実施

(4) 特別教育

上級幹部及び女性消防団員として修得すべき事項に関する教育訓練を行う。

特別教育

教育訓練科目	学生数	教育時間	実施サイクル
上級幹部講習	20名程度	12時間	平成27年度～ 隔年1回
女性消防団員講習	20名程度	12時間	平成28年度～ 隔年1回

教育課程における目標

上級幹部講習	上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できる。
女性消防団員講習	地域における防災組織としての消防団の役割を理解し、女性の活力を活かした住民への防災指導が行える。

教育課程における具体的施策

上級幹部講習	 	大規模災害発生時の部隊運用訓練の実施(災害対応シミュレーション)
女性消防団員講習		1 住民指導演習等 ICT を活用した双方向型教育 2 PDCA サイクルによる教育効果の評価・検証

3 一般教育プラン

防災リーダーとしての知識・技術の向上を図るとともに、幼少期からの防災指導に携わる職員に対する専門プログラムを整備して、指導者としての防災リーダーの育成を図る。

また、小中学校及び県立高等学校等における防災教育に対する支援を検討する。

一 般 教 育			
教育訓練科目	学生数	教育時間	実施サイクル
防災教育指導者講習	40名程度	6時間	随時

教育課程における目標

防災教育指導者講習	防火防災知識の習得及び防災リーダーとして育成する。
-----------	---------------------------

教育課程における具体的施策

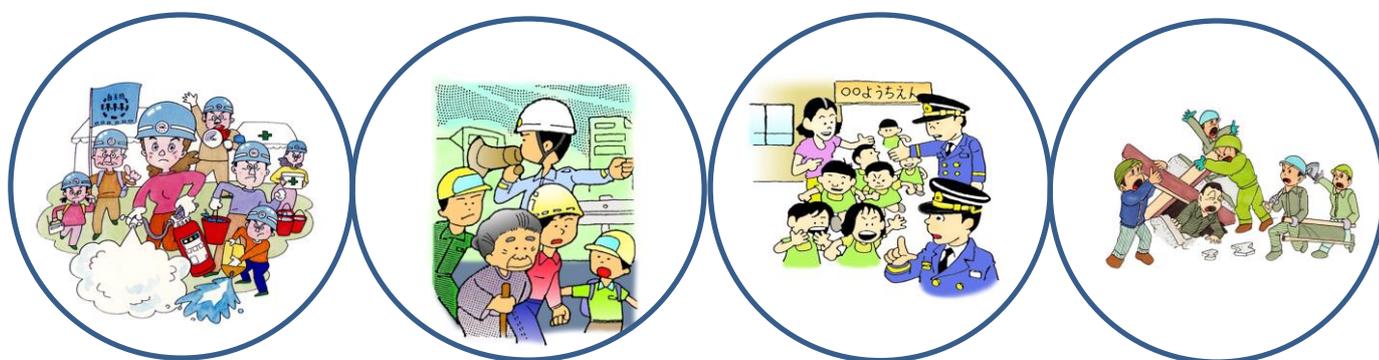
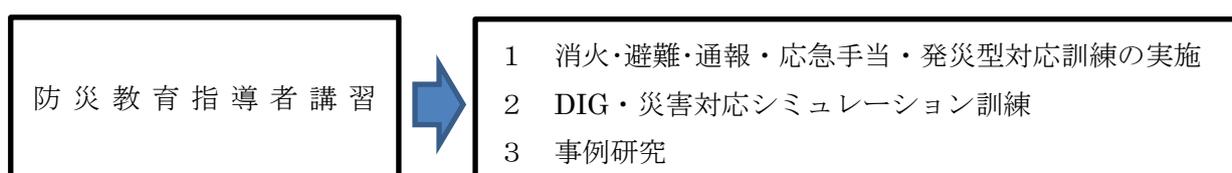


図7 一般教育イメージ

4 教育体制整備プラン

消防学校で行われる教育訓練は、社会情勢の変化や地域特性に応じて、自在かつ的確に対処できる柔軟性が求められ、指導的立場にある教官は、専門的知識と幅広い視野が求められる。そのためにも、消防行政の枠にとらわれず、幅広い分野の研修を積極的に受講して、時代のニーズを敏感に察知する必要がある。

また、教官は単に知識・技術を指導するだけではなく、倫理観・心構え・取組み姿勢・礼儀・礼節・生活態度・言葉づかいなど、正しい心のルールを育み、指示待ち人間ではない自律した消防職団員等を育成するため、優れた指導力と人間性を兼ね備えている必要があることから、広範な研修を受講しスキルアップを図る必要がある。

教 育 体 制 整 備 計 画

	人 数	要件・資格等
派遣教官 (原則3年派遣)	教官配置基準数に基づき, 必要と ※3 なる教官数	職員指導経験・特定科目の経験
専任教官(県)	1名	管理監督・専門職経験(危機管理等)
非常勤講師	若干名	専門職経験(予防・警防等)
支援教官	1～2名	救助・救急等高度教育受講
研修生	1～2名	次期派遣教官予定者等

※3 「消防学校の施設, 人員及び運営に関する基準」(昭和46年4月19日消防庁告示第1号) に基づく
教官配置基準数

教 育 体 制 整 備 目 標

派遣教官	教育訓練を充実させるため教官の計画的な配置及び資質向上のための研修体制を整備する。
専任教官(県)	県職員(再任用職員)を専任教官として確保・配置する体制を継続的に整備する。
非常勤講師	教官の補完的役割として計画的に配置する。
支援教官	専科教育における高度専門教育が実践できる人材を確保する。
研修生	所属における教育担当又は将来の派遣教官予定者の人材育成を行う。

教育体制における具体的施策

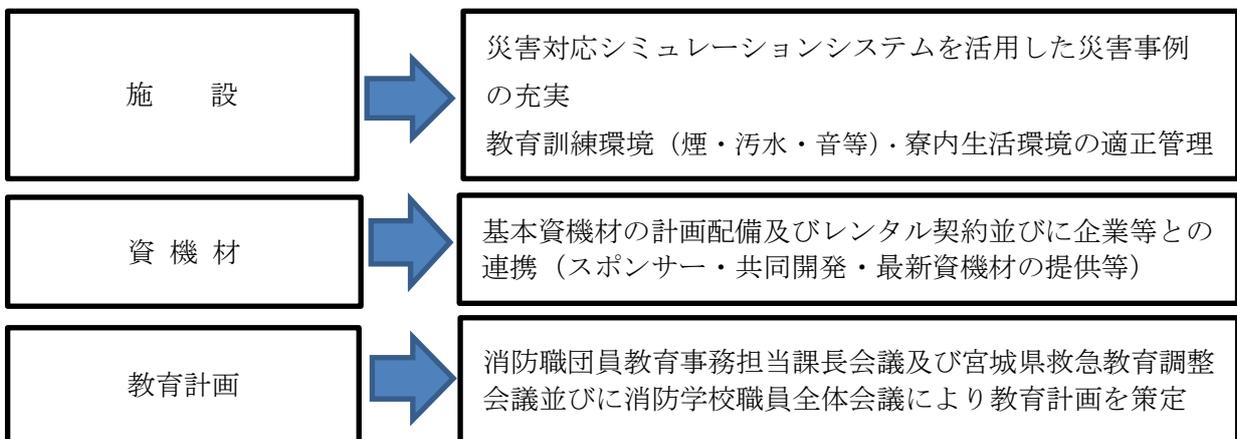
派遣教官	<ul style="list-style-type: none"> 1 教官の一定数の確保及び派遣期間の延長 ※4 2 消大における専門知識の習得 ※5 3 他県消防学校派遣によるスキルの向上 ※6 4 政令市等消防本部派遣によるスキルの向上 ※7
専任教官(県)	<ul style="list-style-type: none"> 1 危機管理や防災分野経験の人材を確保して専任教官として配置 ※8
非常勤講師	<ul style="list-style-type: none"> 1 予防・警防業務等の教育ができる人材の確保 2 業務経験を活かして実科訓練指導ができる人材の確保
支援教官	<ul style="list-style-type: none"> 1 消大における高度専門教育受講者の招へい ※9 2 教官経験者の招へい ※10
研修生	<ul style="list-style-type: none"> 1 教官としての派遣予定者を対象とした人材の受入れ ※11 2 所属での教育担当者として養成するための人材の受入れ ※12

5 教育環境整備プラン

教育環境を計画的に整備し、社会環境変化に対応できる消防職団員等の教育プログラム（災害対応シミュレーションシステムの事例充実等）を構築するとともに、施設・資機材の保守整備及び教育計画について計画目標を定めて、PDCA サイクルに基づき評価・検証を行い、効果的に整備事業を進める。

教育環境整備における目標	
施設	※13 実災害に即した教育訓練環境の整備・学校生活環境の確保
資機材	※14 ※15 2分隊に1セットの資機材配備・必要な資機材の整備及び更新
教育計画	※16 ※17 PDCA サイクルにより教育効果を評価・検証して効果的な教育計画を策定

教育環境整備における具体的施策



- ※4 若年消防職団員の増加、複雑多様化する災害対応、さらには、東日本大震災を経験し、社会環境の変化を見据えた消防防災体制の強化が喫緊の課題となっていることから、教官の派遣期間を原則3年とし、教官の資質向上を図り、消防職団員に対する専科教育を充実させる。
また、3年目に教官の指導的役割を担うことで、教育体制を充実させる。
- ※5 各種教育課程に入校させ、教官としてのスキルアップを図るとともに、他県消防学校の教官とのネットワークを構築する。
- ※6 先進的な教育訓練を実施している消防学校に派遣して教育訓練手法等を研修する。
- ※7 現場指揮活動能力を向上させるために政令指定都市に派遣し、様々な災害現場を経験することで、ナレッジマネジメント（経験値のデータ化）を行い、専科教育を充実させる。
- ※8 県内消防本部からの教官派遣に係る負担を軽減する必要性から、専任教官（県再任用職員）を配置する。
- ※9 専科教育において、消大等における教育訓練を受講し、指導者として経験豊富な職員の短期間での派遣を受けて、教育訓練を充実させる。
- ※10 教官経験者の短期間での派遣を受けて、教育訓練を充実させる。
- ※11 派遣教官予定者について、事前研修を実施する。
- ※12 各所属における教育担当者を育成するための研修生についても、県内消防本部の依頼に基づき受け入れる。

- ※13 耐熱濃煙訓練室・実火災訓練室において木材，危険物等を燃焼させ，災害現場を再現することで，より実践的な消火訓練及び泡消火訓練を実施できるよう整備する。
- ※14 実科訓練で使用する基本資機材（三連はしご，照明器具，エンジンカッターなど）を計画的に整備・更新する。
- ※15 企業，研究機関等と連携し，寄附，レンタル契約，研究開発等を働きかけ，先進的な資機材を整備し，教育訓練を実施する。
- ※16 教育課程ごとの個別の評価・検証を実施し，次年度の教育訓練計画に反映させる。
- ※17 教育基本計画及び消大，他県消防学校等の教育訓練を参考に，8月上旬までに次年度の教育訓練実施計画案を調製し，消防職団員教育事務担当課長会議において各消防本部から意見聴取を行った上で，同計画を策定する。また，教育基本計画は計画期間の4年目に検討会を設置し，3年間の実績に関する評価・検証を行いながら次期計画を策定する。

第4章 教育基本計画の実効性を高めるために

第1 PDCA サイクルによる進行管理

教育基本計画をより実効性のあるものとするために，毎年度，各施策レベルで検証・評価を行い，PDCA サイクルによる進行管理を行う。（図8参照）

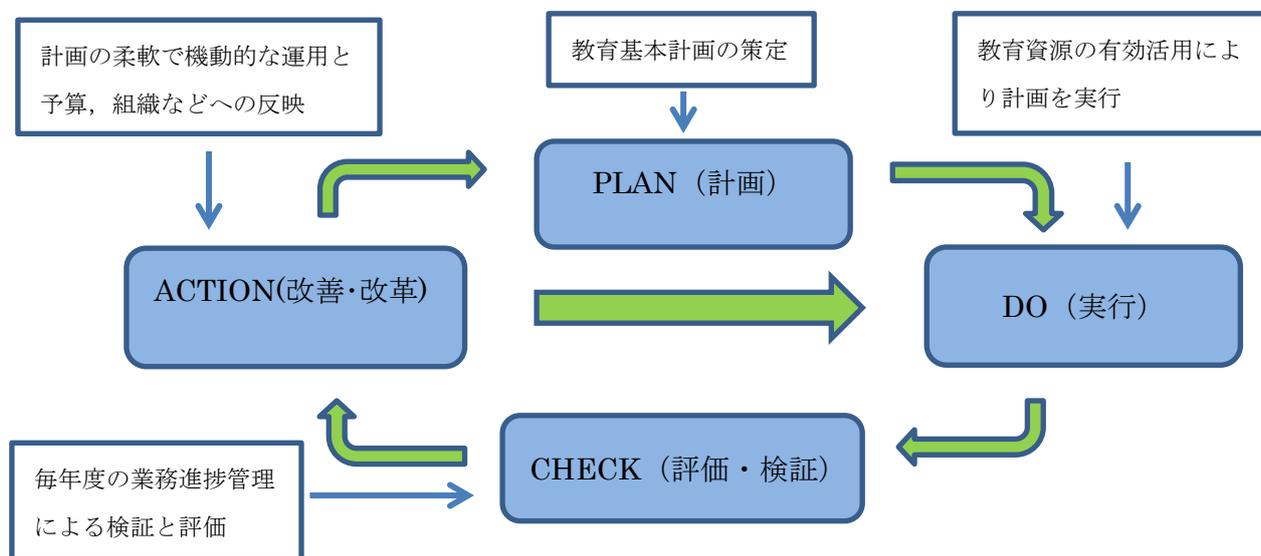


図8 PDCA 概念図

第2 教育基本計画策定のサイクル

計画期間の4年目に検討会を設置し，過去3年間の実績に関する評価・検証を行い，最終年度の5年目には第Ⅱ期，第Ⅲ期の教育基本計画を順次策定する。

	教育基本計画実施・検討	特記事項
27年度	第Ⅰ期教育基本計画実施	} 教務部検証・評価 } 学校全体検証・評価
	平成27年度消防学校教育訓練計画実施	
	平成28年度消防学校教育訓練計画策定	---> 教育事務担当課長会議意見聴取・知事承認
28年度	第Ⅰ期教育基本計画実施	} 教務部検証・評価 } 学校全体検証・評価
	平成28年度消防学校教育訓練計画実施	
	平成29年度消防学校教育訓練計画策定	---> 教育事務担当課長会議意見聴取・知事承認
29年度	第Ⅰ期教育基本計画実施	} 教務部検証・評価 } 学校全体検証・評価
	平成29年度消防学校教育訓練計画実施	
	平成30年度消防学校教育訓練計画策定	---> 教育事務担当課長会議意見聴取・知事承認

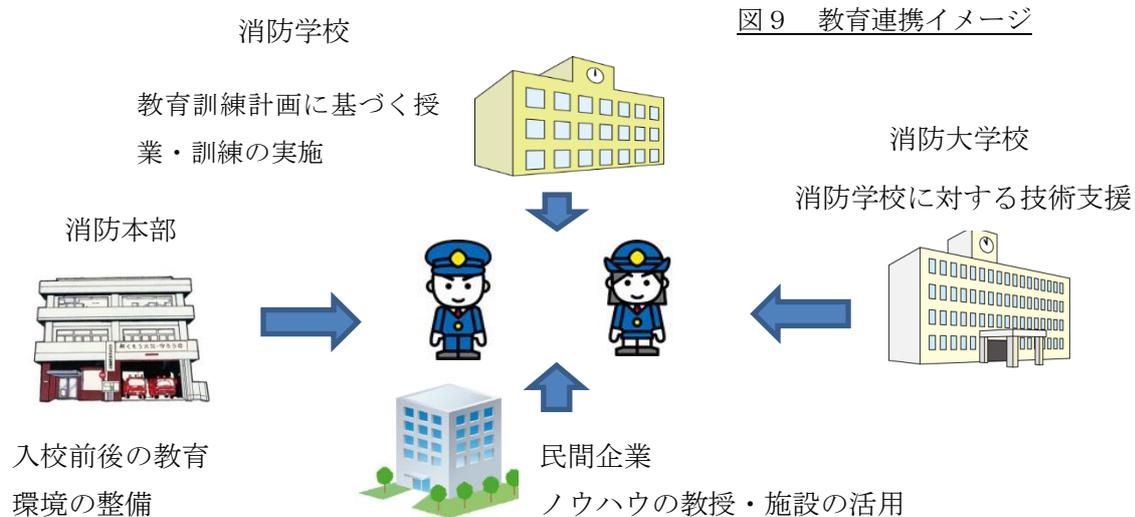
30 年度	第Ⅰ期教育基本計画実施	}	→ 教務部検証・評価
	平成30年度消防学校教育訓練計画実施		→ 学校全体検証・評価
	平成31年度消防学校教育訓練計画策定	→ 教育事務担当課長会議意見聴取・知事承認	
	第Ⅰ期教育基本計画評価・検証	→ 検討会・作業部会設置・検討	
	第Ⅱ期教育基本計画(素案)策定	→ 学校・消防課協議 → 消防大進校評価(アドバイス)	
31 年度	第Ⅰ期教育基本計画実施	}	→ 教務部検証・評価
	平成31年度消防学校教育訓練計画実施		→ 学校全体検証・評価
	第Ⅱ期教育基本計画検討	→ 学校・消防課協議	
	第Ⅱ期消防学校教育基本計画策定	→ 消防課協議・知事承認	
	平成32年度消防学校教育訓練計画策定	→ 教育事務担当課長会議意見聴取・知事承認	

第3 教育基本計画の実践に関する連携

1 教育訓練

本校で実施する教育訓練について、さらに教育効果を高めるためには、県内消防本部をはじめ、消大や他県消防学校との連携が必要となる。

また、消防機関に限らず民間企業とタイアップし、企業が持つ知識や施設を活用した教育も視野に入れ、教育訓練を充実させる必要がある。(図9参照)



さらには、教育訓練に関する国の動向や社会環境の変化を捉え、この教育基本計画と併せ、単年度ごとの教育訓練実施計画に反映させるなど、時代に合致した教育訓練を実施することが必要である。

2 教育体制

教育訓練に関する連携と同様に、教育基本計画に掲げる各種の教育、講習及び研修を円滑に実施するためには、教育体制についても、消防学校と消防課をはじめとした県の関係部局及び県内消防本部との緊密な連携による取組みが必要とされる。

風雪磨人

山本北一郎

